



# みどり 水しりネット 児島湾 だより

第161号

平成24年6月1日 児島湾土地改良区 岡山市南区あけほの町3番6号 ☎(086)262-0175



「高崎機場」の建屋とその内部（6頁に詳細解説）

## 電話番号のお知らせ（直通）

総務課	(086)262-0175
	下記以外の事務全般(賦課徴収含む)
総務課会計係	(086)262-3919
	会計経理全般
維持管理課	(086)262-0176
	維持管理事業全般(県管理用排水機場関係)
施設管理課	(086)262-0310
	基幹水利事業全般(藤田用水機場関係)
	藤田用水管理事業全般、県営事業全般
農村整備課	(086)262-0177
	土地改良事業全般(工事関係)
児島湾土地改良区	FAX(086)263-5244
堤防管理事務所	(086)267-3002
	(086)267-3001(FAX兼用)
	児島湖水位調整等(操作室)

## ◇もくじ◇

通常総代会挨拶……………	2
通常総代会への祝辞……………	3
(高谷茂男岡山市長)	
通常総代会提案趣旨説明……………	4
通常総代会開催……………	6
平成24年度賦課金・負担金……………	7
平成24年度予算……………	8
平成24年度土地改良事業計画……………	9
第18期役員の新体制……………	10
第18期役員選挙結果……………	10
退任役員……………	10
第16期総代選挙……………	11
事務局機構図……………	12
ゴミの投棄をなくしましょう……………	12
事務局人事異動……………	13
総代視察報告……………	14
転用等、地区除外に伴う決済金……………	16

# 平成23年度通常総代会挨拶

平成24年 3月 8日

理事長 宮 武 博



平成23年度通常総代会の開催にあたり、ご挨拶を申し上げます。

厳しかった寒さもようやく衰え、日ごとに春の暖かさが感じられるようになりましたが、

総代の皆様には、ご多忙のところ、早朝よりご出席いただき、心より厚くお礼申し上げます。

また、皆様には各地域の組合員の代表として、平素から格別のご尽力と、ご協力をいただき深く感謝申し上げます。

本日の総代会は、議案審議の前に、本年4月15日に任期満了を迎えます役員選挙を、定款及び役員選挙規程に基づき執行いたします。

役員選挙は、選挙管理者の指示により9時25分頃から行いますので、この選挙が円滑に行われますようご協力をお願いいたします。

本日の総代会で審議いただきます案件は、既にご案内申し上げますとおり、18議案を提出しています。

これらの議案の作成にあたりましては、委員会、理事会において慎重に審議を重ね、全会一致での提案であります。

総代各位には、十分なる審議をいただき、建設的なご意見を賜り、適正な議決をお願いいたします。

本年度を振り返って見ますと、昨年の通常総代会の2日後に発生しました東日本大震災と9月に岡山県を13年ぶりに直撃した台風12号による被害の大きさと自然災害の恐ろしさであります。

わたしたちの住む児島湾干拓地は、もともと遠浅の海を干拓により造成した大地であり、また、数十メートルに及ぶ粘土層が堆積した地層であります。

このためもともと台風等の災害には弱い地域でありましたが、児島湾締切堤防の建設により、塩害・干害を除去し、高潮等の被害を日常的に防ぐことができ、安定した農業経営を営むことができる地域になりました。

そして児島湾締切堤防等の適正な操作管理により50年以上にわたり全国に誇れる農業地帯として今日まで発展してまいりました。

しかし、このたびの自然災害による被害の大きさを顧みますと、今後国縣市等に防災対策をお願いして、互いに連携を取りながらその対策を講じなければとの思いを強く感じております。

当改良区は、児島湾に汐止めの締切堤防を建設する推進母体として、また、完成後にはその維持管理に当たる団体として私たちの先人が苦勞を共にし、また、志を一つにして設立されたことは、総代各位におかれましても、先代の方々から色々とお話を聞かされ、その歴史をよくご承知のことと思います。

そして今、時代は変わっても農家組合員の志を大切に、今後もこの財産を次の世代へ継承していかなければならないと願っているところがございます。そのためにも防災対策が重要になってくるものと理解しています。

その後、昭和49年10月に堤防の無料通行が実現し、以後、県管理事業として当改良区において操作作業を受託し適正に操作・管理を行ってきており、今後も引き続き組合員の皆様方の付託に沿うよう堅実な操作・管理を行って参ります。

また、地域の農業基盤の充実強化を計るた

め、国・県・市の農業農村整備事業の予算を出来る限り獲得することに努め各種土地改良事業を実施することにより、農業基盤の整備を今後も進めて参ります。

次に、財政状況であります。平成22年度から賦課金の改定をおこなっておりますが、支出につきましては職員給与を始め経費の縮減に努めております。

総代各位には当改良区存続のため、役職員が一丸となって改良区としてすべき努力をしていることをご理解いただきまして、今後も財政の健全化を計ってまいります。

現下の厳しい農業情勢の中ではありますが、地区内における農業基盤の一層の整備充実と土地改良施設の適正な管理を継続して行うためにも、将来を見据えた組織の強化を図り、「水土里ネット児島湾」として、農家組

合員に対し、今後もその役割を果たして参りたいと考えています。

次に、管内で実施されています県営かんがい排水事業都六区地区のパイプラインは、平成18年度より供用開始となり順調に稼動しております。今後も施設の適正な管理を行い、農作業の自動化・省力化が計られ農家経営に寄与していくものと理解しております

その他三地区のパイプライン工事も、県の厳しい財政状況のもとではありますが、早期完成に向け鋭意進められています。

また、関係組合員は、当該事業の早期完了を心から願っていることから、役職員一同早期供用開始に向けて積極的に取り組んで参ります。

以上、簡単でございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

## 通常総代会へ祝辞

岡山市長  
高谷茂男



児島湾土地改良区の平成23年度通常総代会が開催されますことをご喜び申し上げます。

また、皆様方には、日頃から「児島湾締切堤防」の適切な管理・運営や、管内土地改良事業の実施をはじめ、本市農政の推進に格別のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

特に、昨年9月の台風襲来時には、貴土地改良区において児島湾締切堤防の樋門を迅速かつ適切に開閉操作いただくなど、児島湖の水位低下に努められたことに対し、改めて御礼申し上げます。

さて、全国有数の農業都市であり、また、

水と緑が魅せる心豊かな庭園都市を目指す本市にとりまして、農業は大変重要な役割を担っています。このため、本市としましては、引き続き「岡山市農業振興ビジョン」を踏まえ、米をはじめとした地産地消の推進、担い手の確保・育成などを図るための各種施策を実施し、「晴れの国」の恵まれた気候風土と豊かな水(み)・土(ど)・里(り)を活かした、活力ある農業の振興と、消費者にとって安全で安心な食の供給を目指してまいります。

貴土地改良区におかれましては、今後とも、「政令指定都市・岡山」のさらなる発展に向け、本市の農業振興や、地域住民の安全・安心に、より一層のご貢献を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴土地改良区の益々のご発展と、お集まりの皆様のご健勝を心よりお祈り申し上げます。

## 平成23年度通常総代会提案趣旨説明（要旨）

### 【議案第 1 号】平成23年度関係土地改良事業 計画変更の議決について

予算の確定と事業実施に伴い内容を詳細に  
検討し変更するもので

地 区 数	48地区（4地区増）
前回事業費	601,500千円
変更事業費	691,500千円
増	90,000千円

に変更するものです。

### 【議案第 2 号】平成23年度(株)日本政策金融公 庫資金借入計画変更の議決について

県営かんがい排水事業と、元気な地域づく  
り交付金等の事業計画の変更に伴い借入を

前回借入額	657,749千円
変更借入額	745,208千円
増	87,459千円

に変更するものです。



### 【議案第 3 号】平成23年度土地改良事業の繰 越計画の議決について

国の予算の関係で新規の農業体質強化基盤  
整備促進事業を平成23年度に予算計上し、そ  
の全額を翌年度に繰越すものです。

### 【議案第 4 号】平成23年度藤田用水管理事業 実施計画変更の議決について

①基幹水利施設管理事業藤田・大曲用排水  
機場の計画変更は、作業実施に伴い岡山市と  
協議の上変更するものです。

②藤田用水管理事業都六区地区の計画変更  
は、パイプラインの作業実績に伴い変更する  
ものです。

### 【議案第 5 号】平成23年度一般会計・特別会 計収支補正予算の議決について

一般会計では土地改良事業の変更と俸給給  
与と総代視察研究費等の減額により賦課金調  
整基金繰入金と設計受託費等の増額がその変

更の主なものです。

### 【議案第 6 号】平成23年度児島湾締切堤防樋 門開門操作等委託作業計画変更の議決につ いて

### 【議案第 7 号】平成23年度特別会計児島湾締 切堤防樋門開門操作等委託作業収支補正予 算の議決について

作業実施に伴い、岡山県と協議の上内容変  
更するものです。

### 【議案第 8 号】規約・規程の改正の議決につ いて

規約は第56条総代選挙の投票区で第三区  
の投票区を4投票区から2投票区へ統廃合す  
るもの、また、規程は総務委員会等の各委員  
会規程を改正するものです。

### 【議案第 9 号】平成24年度関係土地改良事業 計画の議決について

農業体質強化基盤整備促進事業	4地区
農山漁村活性化プロジェクト	
支援交付金	5地区
小規模土地改良事業	2地区
非補助土地改良事業	33地区
合 計	44地区
当初計画事業費	5億6千480万円

これは関係機関へ予算要求をしている額で  
あります。

### 【議案第10号】平成24年度(株)日本政策金融公 庫資金借入計画の議決について

議案第 9 号の土地改良事業計画に伴います  
公庫資金の借入計画及び管内の県営事業 4 地  
区を含めて、当初借入計画額 6 億 4 千 407 万  
5 千円を(株)日本政策金融公庫より借入するも  
のです。

### 【議案第11号】平成24年度藤田用水管理事業 実施計画の議決について

①基幹水利施設管理事業藤田・大曲用排水  
機場の計画は作業内容に沿って調整し岡山市  
が実施計画を作成し示されたものです。

②藤田用水管理事業都六区地区の計画はパ  
イプラインの管理運用規程の定めるところに  
より実施計画を作成したものです。

### 【議案第12号】平成24年度一般会計・特別会 計収支予算の議決について

一般経常費	151,168千円
当初予算案	2,171,741千円

となり、予算の内容につきましては、平成24年度の土地改良事業、借入償還を除き前年度予算より変わった主な経常経費ですが、支出では、総代選挙費を計上しています。また、役員と総代の研修を隔年で予算計上しており平成24年度は役員研修費を57万円計上しています。その他の支出につきましては前年度を踏襲した予算になっています。経常費につきましては、必要最小限の予算編成としており、1億5,116万8千円です。

次に収入ですが、平成22年度から賦課金改定の実施によりまして、平成24年度も賦課金は1,000㎡当たり2,000円で計上しています。平成23年度の徴収率は2月末現在で100%あります。農地水環境保全向上対策の契約期間が5年で終了したため受託収入がなくなっています。また、利子及び配当金が減少しています。運用資金として賦課金収入が入るまでの間、賦課金調整基金から3千万円を上限として取り崩しをおこない、収入金が入った時点で基金に戻し入れる予算組みをしています。これにより借入利息の軽減を行うものです。



#### 【議案第13号】平成24年度役員報酬の議決について

前年どおりの内容です。

#### 【議案第14号】平成24年度賦課金・負担金等徴収の議決について

賦課金であります。賦課基準を1,000㎡当たり2,000円とし、4月1日現在地区内にあります農用地に地積割に賦課します。

藤田用水維持管理賦課金は、賦課基準を1㎡当たり1円20銭とし、都六区地区の農用地に地積割により賦課します。

県営かんがい排水事業藤田都・大曲地区の事業賦課金は、賦課基準を1㎡当たり3円と

し、都・大曲地区の農地と曾根・中畦地区の一部農地に地積割により賦課します。

以上については7月31日を徴収期日と定め全期徴収をいたします。

また、農家負担軽減財源1千万円の負担金は、例年どおり覚書により関係自治体分を連絡協議会より徴収いたします。

#### 【議案第15号】平成24年度児島湾締切堤防樋門開門操作等委託作業計画の議決について

#### 【議案第16号】平成24年度特別会計児島湾締切堤防樋門開門操作等委託作業収支予算の議決について

以上2件については、平成24年度児島湾締切堤防樋門開門操作等委託作業に関連する案件であります。この作業計画は、作業実績及び長期整備計画等により岡山県に要求したものに基つき示されたものです。

#### 【議案第17号】平成24年度一時借入金の議決について

前年と同様で年度内歳計現金に不足を生じたとき、必要に応じ随時借入をおこなうもので、借入限度額を1億円と定めるものです。



#### 【議案第18号】平成24年度歳計現金預入先の議決について

前年と同様岡山市内に本支店を置く農林系金融機関、都市銀行、地方銀行等を預金先とし、預金を分散して預け入れる体制にしておくものです。

本土地改良区を健全に運営するためには、厳しい農業情勢ではありますけれども、全力でがんばって参ります。

新年度の改良区運営は、組合員のための業務運営とし、役職員一同全力で職務を全うして参ります。

総代各位におかれましても、格段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。本日の提案趣旨説明といたします。

## ◇平成23年度通常総代会の開催について

平成23年度通常総代会が、平成24年 3月 8日（木）午前 9時から児島湾土地改良区 4階大会議室において総代69名、役員 9名出席のもとで開催されました。当日の議長には「近田 悟」総代が選任され、宮武理事長の挨拶の後、岡山市長の高谷茂男様からのメッセージを朗読しました。次に宮武理事長が提案趣旨説明の後、役員選挙を行い、理事11名、監事 3名の候補者が無投票で当選しました。続いて議案審議に入り、提出された18議案が賛成多数で原案どおり可決決定されました。

提出議案は次のとおりです。

## I 議 案

- |         |   |
|---------|---|
| 議案第 1 号 | 平成23年度関係土地改良事業計画変更の議決について                 |
| 議案第 2 号 | 平成23年度(株)日本政策金融公庫資金借入計画変更の議決について          |
| 議案第 3 号 | 平成23年度土地改良事業の繰越計画の議決について                  |
| 議案第 4 号 | 平成23年度藤田用水管理事業実施計画変更の議決について               |
| 議案第 5 号 | 平成23年度一般会計・特別会計収支補正予算の議決について              |
| 議案第 6 号 | 平成23年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等委託作業計画変更の議決について       |
| 議案第 7 号 | 平成23年度特別会計児島湾締切堤防樋門閘門操作等委託作業収支補正予算の議決について |
| 議案第 8 号 | 規約・規程の改正の議決について                           |
| 議案第 9 号 | 平成24年度関係土地改良事業計画の議決について                   |
| 議案第10号  | 平成24年度(株)日本政策金融公庫資金借入計画の議決について            |
| 議案第11号  | 平成24年度藤田用水管理事業実施計画の議決について                 |
| 議案第12号  | 平成24年度一般会計・特別会計収支予算の議決について                |
| 議案第13号  | 平成24年度役員報酬の議決について                         |
| 議案第14号  | 平成24年度賦課金・負担金等徴収の議決について                   |
| 議案第15号  | 平成24年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等委託作業計画の議決について         |
| 議案第16号  | 平成24年度特別会計児島湾締切堤防樋門閘門操作等委託作業収支予算の議決について   |
| 議案第17号  | 平成24年度一時借入金の議決について                        |
| 議案第18号  | 平成24年度歳計現金預入先の議決について                      |

## 表紙の解説

名称：高崎機場、所在地：岡山市南区西高崎、事業名：県営湛水防除事業

設置年：昭和49年、使用目的：排水、受益面積：灘崎565.3ha、玉野74.0ha

ポンプ形式：横軸軸流、ポンプ口径：1,600<sup>mm</sup>、台数：3台、排水量：4.67<sup>m<sup>3</sup>/s</sup>×3

## ◇平成24年度賦課金・負担金について

平成24年度賦課金・負担金は次のとおりです。

## 1. 賦課金

平成24年度児島湾土地改良区賦課金は1,000㎡当たりの賦課基準を次のとおりとして賦課徴収するものとする。

◎	1,000㎡当たり	賦課金	2,000円
◎	賦課基準	賦課に当たっては、1㎡当たり2円を単位として賦課面積 (平成24年4月1日現在)に乘算する。	
	内 訳	一般経常費	1,830円
		堤防維持管理負担金	170円
		計	2,000円

注 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の規定に基づき、円の単位まで徴収いたします。

## 2. 藤田用水維持管理賦課金《藤田都六区地区》

平成24年度藤田用水維持管理賦課金は1,000㎡当たりの賦課基準を次のとおりとして、藤田都六区地区から賦課徴収するものとする。

◎	1,000㎡当たり	維持管理賦課金	1,200円
◎	賦課基準	賦課に当たっては、1㎡当たり1円20銭を単位として賦課面積 (平成24年4月1日現在)に乘算する。 ただし、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。	

## 3. 県営事業賦課金《藤田都・大曲地区》

県営かんがい排水事業藤田都・大曲地区の平成24年度県営事業賦課金の賦課基準を次のとおりとして、藤田都・大曲地区及び中畦・曾根地区の一部農地から賦課徴収するものとする。

◎	1,000㎡当たり	賦課金	3,000円
◎	賦課基準	賦課に当たっては、1㎡当たり3円を単位として賦課面積 (平成24年4月1日現在)に乘算する。	
	内 訳	県営事業賦課金	2,500円
		県営事務賦課金	500円
		計	3,000円

上記の賦課金は、平成22年度から平成25年度までの4年間、同一基準で賦課徴収を行う。賦課された組合員から一括前納(預託)の届出があった場合は、受けるものとする。また、この賦課金は特別会計で処理する。

## 4. 農家負担軽減財源1,000万円負担金徴収については次のとおりとする。

平成24年度負担区分

覚書による自治体関係	岡山市	9,213千円
	玉野市	787千円
	計	10,000千円

## 5. 徴収期日

平成24年7月31日 (全期徴収)

## 6. 徴収委託先

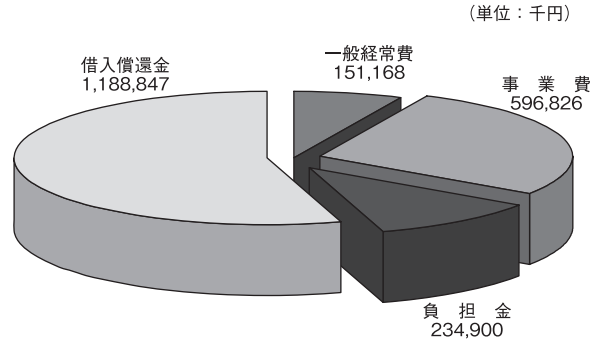
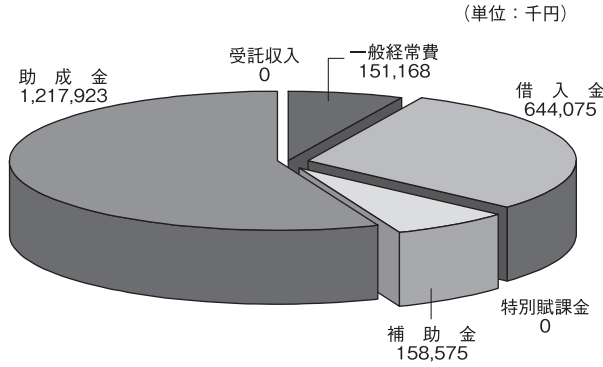
- |             |           |
|-------------|-----------|
| ①岡山市農業協同組合  | ④トマト銀行    |
| ②岡山市浦安土地改良区 | ⑤理事・監事・総代 |
| ③中国銀行       |           |

◇平成24年度一般会計予算について

【一般会計】

収入合計 2,171,741千円

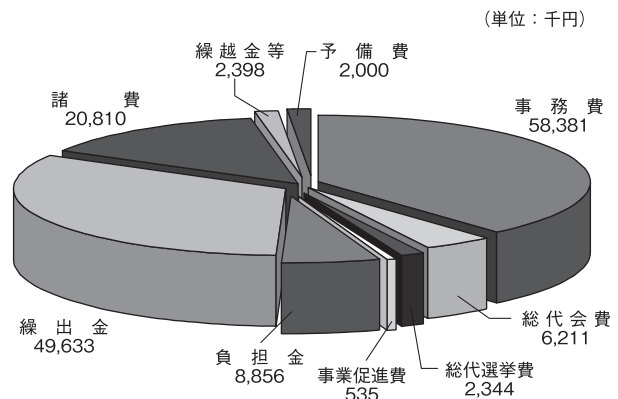
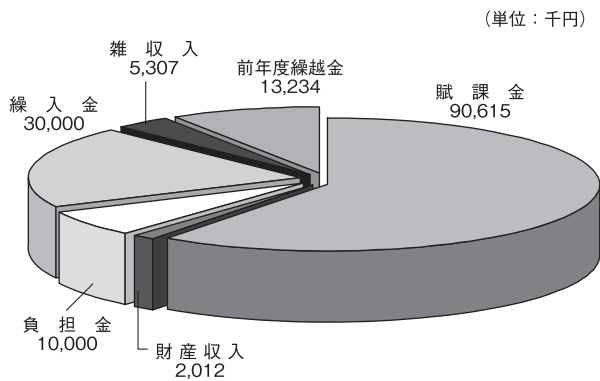
支出合計 2,171,741千円



【一般経常費】

収入合計 151,168千円

支出合計 151,168千円



◇平成24年度藤田用水管理事業特別会計収支予算

[収入] (単位：千円)

科目	金額
作業受託収入	37,065
管理賦課金	3,600
雑収入等	3
合計	40,668

[支出] (単位：千円)

科目	基幹水利施設	藤田用水	その他
点検整備費	2,345		
施設管理費	14,104	2,160	
施設費	590	135	
調査費	168		
諸油脂費	98	85	
整備補修費	5,844	50	
電力費	12,860	532	
諸費	604	395	3
整備積立金		242	
消費税	452	1	
小計	37,065	3,600	3
合計			40,668



## ◇平成24年度特別会計児島湾締切堤防樋門閘門操作等委託作業収支予算

[収入] (単位：千円)

科 目	金 額
前年度繰越金	2,600
作業受託収入	246,636
雑 収 入 等	852
計	250,088

[支出] (単位：千円)

科 目	防 潮 水 門	関 連 機 場	児 島 湖 管 理	そ の 他	計
点 検 整 備 費	4,778	4,571		742	10,091
施 設 管 理 費	94,295	26,698			120,993
施 設 費	5,399	8,028	9,531		22,958
調 査 費	96				96
諸 油 脂 費	152	117		331	600
整 備 補 修 費		30,666			30,666
電 力 費	4,361	49,822		2,371	56,554
附 帯 事 務 費					
消 費 税				4,678	4,678
諸 費				3,452	3,452
計	109,081	119,902	9,531	11,574	250,088

## ◇平成24年度土地改良事業計画について

平成24年度土地改良事業計画は、農業体質強化基盤整備促進事業、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、小規模、非補助の各事業を合計44地区、事業費56,480万円で計画し、関係機関に予算要求をしているものです。

### ◎継続農業体質強化基盤整備促進事業 [4地区 5,800万円]

地区名	北七区4番、北七区12条、西七区4条、岡町1番川
-----	--------------------------

### ◎継続農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 [5地区 23,300万円]

地区名	西七区3条1、西七区3条2、北七区6条1、錦六区汐廻3、西七区5条1
-----	------------------------------------

### ◎小規模土地改良事業 [2地区 2,000万円]

地区名	森崎沖6番川、沖町10番川
-----	---------------

### ◎非補助土地改良事業 [33地区 25,380万円]

地区名	東畦21-2、東畦29、内尾三角地悪水樋門、内尾93、中畦127樋門、中畦129樋門 西畦沿、錦沖4北2、錦沖4南、錦東36樋門、錦東17-1樋門、錦六区縦9番川樋門 都六区横1北2、都六区横1南2、鞆津川1、都鞆津川北沖4番川樋門、宮島上 西七区支線25号、西七区支線33号、西七区支線45号、北七区支線18号 北七区支線24号、北七区支線54号、北七区支線60号、北七区支線80号、北七区3番 西谷川沖3沖樋門、宗津川沖1西樋門、宗津川丘3西樋門、六間上、沖町11番川 宗津西町5番川、森崎丘4番川
-----	---

### ◇第18期役員の新体制決まる

平成24年 4月16日開催の第 1 回理事会と第 1 回監事会において、正副理事長及び総括監事が選出され、併せて各委員会の構成も次のとおり決まりました。

理事長	宮 武 博	総括監事	和 田 清
副理事長	佐 藤 公 市	第二監事	難 波 廣 志
第三理事	日 笠 享		
建設評価委員会		用排水管理委員会	
委員長	佐 藤 勝	委員長	後 藤 弘
副委員長	国 定 豪	副委員長	旗 田 守
委員	三 宅 正 義	委員	日 笠 享
委員	日 笠 享	委員	若 松 美 明
委員	新 井 暁	委員	小 上 廣
総務委員会		賦課金検討委員会	
委員長	日 笠 享	委員長	日 笠 享
副委員長	後 藤 弘	副委員長	後 藤 弘
委員	旗 田 守	委員	旗 田 守
委員	佐 藤 勝		
委員	国 定 豪		

### ◇第18期役員選挙の結果について

平成24年 4月15日の任期満了に伴う役員選挙が去る 3月 8日開催の平成23年度通常総代会において実施され、次の方々が無投票で当選されました。

新役員の任期は、平成24年 4月16日から平成28年 4月15日までです。

#### ◎理 事 (11名)

被選挙区	氏 名	住 所	摘要
第 1 区	旗 田 守	岡山市南区浦安西町76 - 2	重任
第 2 区	佐 藤 公 市	玉野市南七区78	重任
第 3 区	三 宅 正義	岡山市南区宗津883	新任
第 4 区	後 藤 弘	岡山市南区西七区486	重任
第 5 区	日 笠 享	倉敷市藤戸町藤戸1552	重任
第 6 区	佐 藤 勝	岡山市南区東畦914 - 1	重任
第 7 区	宮 武 博	岡山市南区中畦636	重任
第 8 区	若 松 美 明	岡山市南区曾根430	新任
第 9 区	国 定 豪	岡山市南区藤田339	重任
第10区	新 井 暁	岡山市南区藤田601	新任
第11区	小 上 廣	岡山市南区藤田931 - 4	新任

#### ◎監 事 (3名)

被選挙区	氏 名	住 所	摘要
全 区	和 田 清	岡山市南区北七区478	重任
	枝 廣 政 孝	岡山市南区中畦943 - 1	新任
	難 波 廣 志	岡山市南区藤田89 - 2	新任

### ◇退任役員について

役員のご改選に伴い次の方々のご勇退されました。長い間、当土地改良区の事業執行並びに業務運営にご指導とご鞭撻を賜りましたことを、紙上をおかりしまして、厚くお礼申し上げます。

◎理 事	第 3 区 岡田 敏男	第 8 区 稲田 進
	第10区 岩本 久夫	第11区 三宅 昌司
◎監 事	全 区 佐藤 成之	全 区 森藤大五郎

## ◇第16期総代選挙について

平成24年 8 月 1 日で任期満了となる総代選挙が、平成24年 7 月12日に岡山市南区選挙管理委員会のもとで、玉野市選挙管理委員会の協力を得ながら執行されます。

◎選挙期日 平成24年 7 月12日 (木)

◎立候補届出期間及び届出場所

期 間 : 7 月 5 日 (木) ~ 7 月 6 日 (金) (2 日間)

時 間 : 午前 8 時30分~午後 5 時00分まで

場 所 : 選挙長の事務取扱場所 (別表参照)

◎選挙権は、組合員 (選挙人名簿に登録されている人) にあります。

◎被選挙権は、組合員で25才以上の者 (成年被後見人、被保佐人、及び禁固以上の刑に処せられて執行中の者を除く) 及び法人たる組合員にあります。

◎選挙人名簿の縦覧期間は、6 月18日から 6 月22日までの 5 日間です。

縦覧場所は児島湾土地改良区事務局総務課です。

◎立候補者が定数を越えない場合、投票は行いません。(無投票)

※総代選挙についてのお問い合わせは、岡山市南区・玉野市の選挙管理委員会又は児島湾土地改良区 (総務課) へお願いします。

## ◇第16期総代選挙日程表

年 月 日	主 要 日 程
H 2 4 . 6 . 1 8 (月) ~ 6 . 2 2 (金)	選挙人名簿の縦覧開始 (午前 8 時30分~午後 5 時15分) 選挙人名簿の縦覧終了
H 2 4 . 7 . 5 (木) ~ 7 . 6 (金)	立候補届出 (受付) 開始 (午前 8 時30分~午後 5 時00分) 立候補届出最終日
H 2 4 . 7 . 1 2 (木)	選挙日 (投票 : 午前 9 時~午後 3 時)

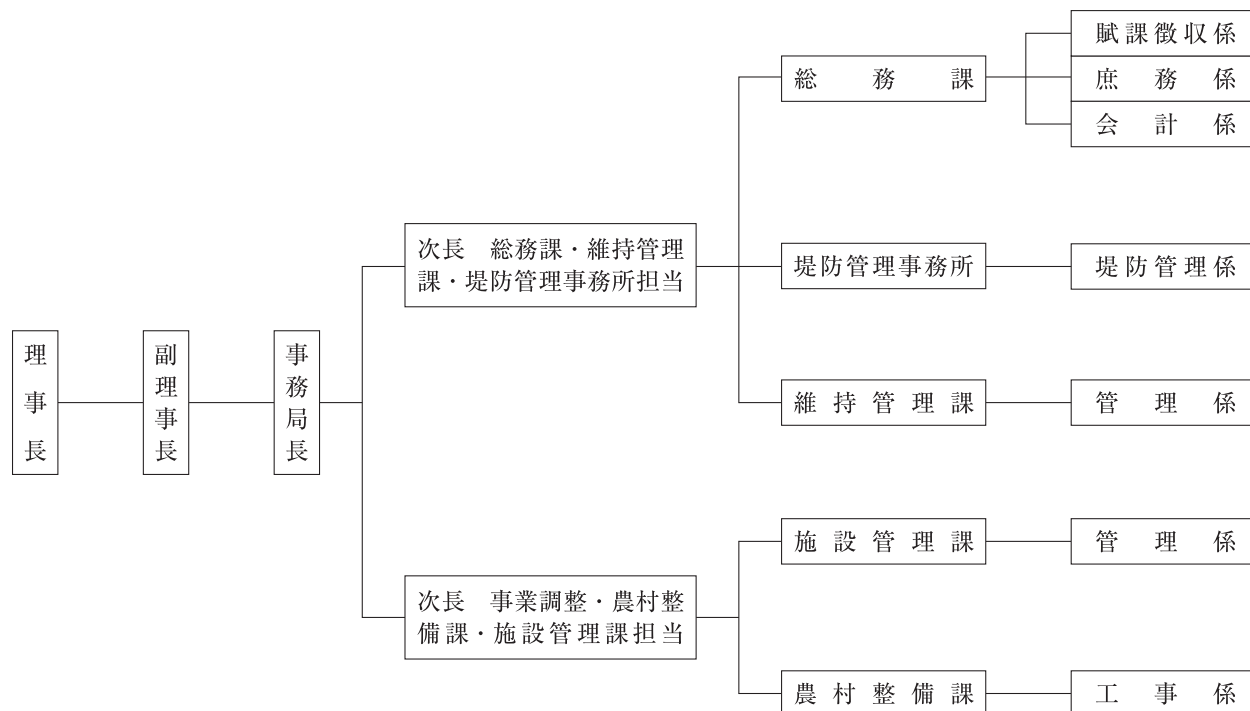
## ◇選挙長の事務取扱場所 (立候補届出場所)

選挙区	選 挙 区 域	選挙すべき 総代の定数	選挙長の事務取扱場所 (立候補届出場所)
第 1 区	岡山市南区 (浦安本町、浦安西町、 浦安南町、南輝、福成)	6 人	岡山市南区浦安本町27番地 2 岡山市浦安土地改良区事務局
第 2 区	玉野市 (東七区、南七区、 八浜町大崎、東高崎、 槌ヶ原、宇藤木)	7 人	玉野市宇野一丁目27番 1 号 玉野市選挙管理委員会事務局
第 3 区	岡山市南区 (迫川、西高崎、宗津、 片岡、川張、彦崎)	1 0 人	岡山市南区片岡207番地 岡山市南区選挙管理委員会事務局
第 4 区	岡山市南区 (西七区、北七区)	9 人	
第 5 区	倉敷市 (藤戸町藤戸、藤戸町天城) 岡山市南区 (植松)	4 人	岡山市南区中畦593番地 岡山市興除地域センター
第 6 区	岡山市南区 (東畦、内尾)	9 人	
第 7 区	岡山市南区 (中畦)	6 人	
第 8 区	岡山市南区 (曾根、西畦)	7 人	
第 9 区	岡山市南区藤田 (旧藤田村大曲、 旧藤田村都)	7 人	岡山市南区藤田508番地 岡山市藤田地域センター
第10区	岡山市南区藤田 (旧藤田村錦)	4 人	
第11区	岡山市南区藤田 (旧藤田村都六区、 旧藤田村錦六区)	1 1 人	
計		8 0 人	

## ◇児島湾土地改良区機構図

児島湾土地改良区は、下記組織により業務を行っています。

(平成24年 4 月 1 日現在)



### ※ゴミの投棄をなくしましょう。

#### =きれいな川・美しい児島湖にしよう=

家庭からの生ゴミ、廃棄物や飲料等の空缶、ペットボトル、また、肥料等の空袋、刈取られた雑草等が無造作に捨てられ、これらの総てが各地区の排水機場に集まってゴミの山となっています。それは本当に目を覆うばかりです。これ以外に児島湖に直接流れ込む投棄ゴミもあります。

これらのゴミ処理に児島湾土地改良区では、毎年莫大な経費（約一千万円）をかけており、その量は年々増大しています。

これらを改善するには、川を愛護し、水をきれいにするという地域住民一人一人の自覚と認識を更に広めていただき、このことを実行していくことが最善の策と思われます。

そして「ゴミを捨てない」運動をより一層展開し、きれいな川と美しい児島湖を取り戻し、潤いと親しみのある水辺環境を皆様と共に取り戻して行きましょう。

## ◇事務局人事異動

### ○採用（平成24年 4 月 1 日付）

施設管理課 管理係 書記補	三 木 洋 平（新採用）
維持管理課 管理係 書記補	光 藤 孝 造（新採用）
事務局長（嘱託）	山 内 一 宏（更新）
次長 事業調整・農村整備課 ・施設管理課担当（嘱託）	佐 山 義 和（更新）
施設管理課長 管理係長事務取扱 （嘱託）	中 西 弘 進（新規）
総務課 庶務係 書記（嘱託）	定 本 美 典（新規）

### ○昇任（平成24年 4 月 1 日付）

次長 農村整備課長事務取扱	橋 爪 重 雄（農村整備課長）
農村整備課 主幹 工事係長 事務取扱	景 哲 朗（農村整備課 課長補佐 工事係長 事務取扱）
堤防管理事務所 堤防管理係 係長	岡 本 満（堤防管理事務所 堤防管理係 主任）
施設管理課 管理係 技師	高 原 英 一（施設管理課 管理係 技師補）
農村整備課 工事係 技師兼務	（農村整備課 工事係 技師補兼務）
総務課 賦課徴収係 書記	西 崎 友 訓（総務課 賦課徴収係 書記補）

### ○配置換（平成24年 4 月 1 日付）

維持管理課 課長 管理係長 事務取扱	國 定 一 郎（堤防管理事務所 所長）
堤防管理事務所 所長	大 野 勝 敬（維持管理課 課長 管理係長 事務取扱）
維持管理課 管理係 主任	渡 邊 真 也（施設管理課 管理係 主任）
堤防管理事務所 堤防管理係 主任	岡 田 哲 明（維持管理課 管理係 主任）
維持管理課 管理係 書記	森 淳 一（総務課付 岡山市へ派遣）
堤防管理事務所 堤防管理係 書記	板 野 行 伸（維持管理課 管理係 書記）
総務課 会計係 書記	辻 本 泰 宣（堤防管理事務所 堤防管理係 書記）
総務課付 岡山市へ派遣	藤 澤 悟（総務課 会計係 書記 庶務係 書記兼務）

### ○退職

平成24年 3 月31日付	竹 内 嘉 章（維持管理課管理係書記）
平成24年 3 月31日付	木 村 芳 樹（次長 構造改善・賦課徴収係担当 賦課徴収担当課長事務取扱）（嘱託）
平成24年 3 月31日付	可 児 安 巳（総務課 賦課徴収係 書記）（嘱託）

## 総代研修 三重県中勢用水土地改良区を視察



役員と総代で交互に行っている視察研修は、昨年度は総代の実施年度で、平成23年11月24日～25日で三重県津市にある中勢用水土地改良区を視察しました。今回の視察研修は、総代18名、理事1名、事務局3名の22名で実施しました。

中勢用水事業は、県都である津市と亀山市に亘る農業水利事業で農地約3,600ha余りを受益とし、二級河川安濃川がその中央を還流する地域です。この安濃川は23.9kmと短く、河川勾配が急で滞留時間が短いなどの特徴から鉄砲水がでるので有名でした。

一方、灌漑への引水は干ばつ時には流量が少なかったため、水不足による水論が頻発していた。安濃川を水源とする水田は、約1,400ha程度でありながら22ヶ所の井堰で反復取水しており、堰そのものも、礫、木杭等を材料としたものが大部分であるため、洪水の度に流失しては修復するという状態で、井堰の維持管理に年々多大な労力と経費を費やしていた。そして、昭和46年(1971)の23号台風によって安濃川の各井堰に甚大な被害を被ったため、この災害の復旧と併せて事業計画する必要がある「県営かんがい排水事業安濃川地区」が先行して採択されました。

一方、安濃川掛り以外の水田は、約100ヶ所におよぶ溜池と小河川が水源で、あとは天水が頼りといった状況であった。中勢用水事業は、これらの不安定な水利条件を解消するため、昭和47年より国営中勢用水農業水利事業を、翌年からは県営かんがい排水事業をスタートさせ、国営事業は約366億円の事業費で平成2年度に、県営事業は約108億円の事業費で平成14年度にそれぞれ完了した。事業は、上流部を国営で、末端部を県営で実施したほか、水源の安濃ダム、有効貯水量980万トンを昭和56年(1981)に着工し昭和60年に完成した。安濃川22ヶ所の井堰を4ヶ所の頭首工に統合整理し、その他新規利水地域には約120kmに及ぶ用水路(パイプライン)と末端分水工270ヶ所余りを新設した。

当日は、大石事務局長、益川総務課長の出迎えを受け、事前に申し込んでいた研修事項について担当職員から丁寧な説明を受け、研修を行った。



### ◎中勢用水土地改良区の概要

中勢用水土地改良区は、昭和47年に設立され、平成23年4月現在、受益区域は、津市(旧津市・旧河芸町・旧芸濃町・旧安濃町)、亀山市の2市で受益面積は3,183ha。組合員6,397人、総代100人、役員は理事33人(内員外4人)、監事3人、理事会の委員会は負担金徴収検討と用水管理検討の各委員会、事務局は事務局長、事務局次長以下総務課、企画工務課、施設管理課の3課で職員13人の組織で運営されている。

賦課金は、地籍割として平成23年度は10a当たり経常費賦課金4,100円を賦課している。賦課金の算定基準は、年間の予算額を受益面積で割って算出している。平成23年度農地転用決済金は国営事業直掛かり地区で1㎡当たり325円、その他の地区で1㎡当たり365円を徴収している。算定方法は維持管理費等で積算している。

## ◎平成22年度一般会計収支決算

収入の部		支出の部	
負担金	317,153,245円	事務費	43,000,168円
交付金	1,868,000円	選挙費	0円
繰入金	41,028,000円	事務所費	9,086円
雑収入	1,195,096円	事業費	78,121,714円
受託金	493,500円	財産費	51,000,000円
繰越金	12,639,670円	区債及び借入金費	157,409,653円
		負担金及び寄付金	27,173,160円
		諸支出費	2,995,512円
		予備費	0円
収入合計	374,377,511円	支出合計	359,709,293円

## ◎安濃ダムと4ヶ所の頭首工

維持管理計画書によれば安濃ダムは、三重県が維持管理し、最大取水量は9.04m<sup>3</sup>/s。管理費は国40%、県40%、地元20%（2市で負担）である。改良区の負担金は平成23年度決算では2,677万円である。4ヶ所の頭首工の管理規程では4月1日から5月7日まで最大取水量4.16m<sup>3</sup>/sで、5月8日から9月5日まで最大取水量2.55m<sup>3</sup>/sで取水されている。

## ◎国営幹線水路及び県営支線水路

中勢用水で管理している水路は、国営幹線水路が導水路、北幹線水路、中幹線水路、南幹線水路で約22km、幹線から枝分かれしている県営支線水路は約104km、合計126kmですべてが管水路（パイプライン）になっている。



## ◎水管理体制

水管理は、中勢用水では上記の管水路に加えて4ヶ所の頭首工と270ヶ所余りの末端分土工を管理操作して3月下旬から8月下旬にかけて配水している。

## ◎賦課金について

賦課金は、地籍割として平成23年度は10a当たり経常費賦課金4,100円を賦課している。賦課金の算定基準は、年間の予算額を受益面積で割って算出している。賦課金の徴収については、直接徴収している。徴収方法は銀行、J A、ゆうちょ銀行と改良区で契約して口座振替をしている。口座振替の割合は、75%になっている。

平成22年度の徴収率は94～95%である。（組合員数6,000人以上）



## ◎新規事業について

平成24年度から国営施設機能保全事業中勢用水地区に着手予定。事業内容は、安濃ダムの堆積土砂除去と貯砂ダムの設置、老朽化した水管理システムの更新と幹線水路等施設の長寿命化のための工事を行うもの。

## ◎まとめ

中勢用水は、昭和40年代に各地区ごとに行われた圃場整備事業で整備された水田等に、国営・県営の事業で水源である安濃ダムと120キロにわたるパイプによる水路網を完成させ、これにより各地区ごとの開水路に用水を供給している改良区である。末端の各圃場ごとにバルブをつけるのお願いはしているが、その普及率はまだ5%にとどまっている。

## 転用等、地区除外に伴う決済金について

### ◎農地を宅地等へ転用するとき

農地を宅地等へ転用される方は、土地改良法第42条の規定により土地改良区へ地区除外申請(農地転用)による決済手続きが必要です。

平成24年度の決済金等は下記のとおりです。

※市街化区域及び農業用施設に供するため200㎡未満の農地転用等についても、届出・決済等の手続きが必要です。(平成24年度)

区 域	決済金	調査費	手数料	区 域	決済金
全 域	1㎡当たり <b>8.22円</b>	1㎡当たり <b>10円</b>	1筆当たり <b>1,500円</b>	都六区 (パイプライン)	1㎡当たり <b>28.77円</b>

尚、都六区地区は、パイプラインの供用開始に伴い1㎡当たり36.99円が必要です。

また、1,000㎡以上の転用等については、別途協議が必要となります。

### ◎組合員の資格取得・喪失の届け出について

土地改良法第43条の規定により組合員から土地改良区に通知するよう義務づけられています。

1. 組合員が死亡した場合、相続または耕作する者からの通知
2. 組合員が農地の喪失または取得した場合(農地の売買、経営移譲、贈与等)、両者による通知
3. 住所を変更した場合

### ◎公共事業の転用決済金について

公共事業(道路、河川、学校用地、公園等)用地として買収または寄付される農地についても転用決済金の納付が義務づけられています。

### ◎農地の地目変更をするときは、必ず土地改良区にお届けください

農地を農地以外の地目に変更されるときは、法務局へ手続きされるだけでなく、土地改良区にも地区除外(農地転用)手続きが必要です。

この手続きをなされないと、当該土地の削除が行われずいつまでも賦課されることとなりますので、必ず届出をして下さい。

届出の用紙(農地転用等の通知書、組合員資格得喪通知書)は、土地改良区事務所の総務課に用意してありますので、手続きをしていただきますようお願いいたします。先ずはお気軽に電話でお尋ね下さい。

**(TEL086-262-0175)**